

条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十一号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第一号イ(1)、第二号イ(1)並びに第三号イ(1)及びハ(1)中「第四十条」を「第四十一条第一項」に改める。

第五十四条第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

第五十五条の二第二項第一号及び第五十五条の十三中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

附則第二十二条の五第四項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に改め、同項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条」を「同条第一項」に、「又は同条」を「又は同項」に改め、同項第三号及び同条第五項各号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第七項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第二十三条第二項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第五十一条第一項の改正規定並びに附則第二十二条の五及び第二十三条第二項第二号の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日

二 第五十四条第三号の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

三 第五十五条の二第二項第一号及び第五十五条の十三の改正規定 この条例の公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技

術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行
の日のいずれか遅い日